

福谷

市民ネットワークの福谷章子でございます。昨日から最終講義のような代表質疑が続いております。それを聞くにつけ、先輩たちが築かれた歴史の中で、私たちはあぐらをかいてはいけないと思います。変革に向けて一層の責務を果たしていかなければならないと感じております。

それでは、会派を代表いたしまして質疑をいたします。

まず初めに、市長の基本姿勢について伺います。

まず、**予算編成過程の公開**についてです。

千葉市は、これからまさに参加と協働の社会を実現していこうと条例の制定に向けての基本的な方針を策定するところです。限られた財源で市民ニーズを反映した公共サービスを提供するためには、納税者である市民に予算編成過程を熟知してもらうことが重要であり、参加と協働の原点はまさにここにあると言っても過言ではないと考えます。地方自治法では、予算編成権は首長が持っていると言われていますが、自治体の説明責任を果たすためにも、近年では予算編成過程に市民が関与する自治体がふえています。

市民ネットワークでは、予算編成への市民参加をたびたび議会質問で取り上げていますが、そのためには、まず、予算編成過程がその都度、市民に明らかにされていることが必要であると考えます。そこで、千葉市の予算編成の現状と編成過程のタイムリーな公開についての市長の見解と今後の見通しについて伺います。

公共サービスの民営化と公正な労働基準の確立について伺います。

格差社会が問題視される中、正規雇用と非正規雇用、あるいは元請と下請の労働者の働き方や賃金などの労働条件の格差が注目されています。財政縮減のために自治体業務の民営化、市場化が進められる中、コスト削減第一主義は非正規雇用や民間の労働者に低賃金や長時間労働を強いることになり、本来、格差社会を是正するべき立場にある自治体がみずからの施策で格差を助長することになりかねません。そこで、2003年の地方自治法の一部改正で、**公共施設に導入された指定管理者制度**について伺います。

まず、公共サービスの民営化、市場化が推進される中で、非正規雇用や民間の労働者に低賃金や長時間労働が強いられ格差が拡大することは、自治体として好ましくないと考えます。総務省は、指定管理者の選定基準の一つに安定した管理を行う物的・人的能力を挙げていますが、このことについて、市はどのように考えているのか、伺います。

2006年2月の市の資料では、103の既存施設の管理委託料の予算比較で、平成18年度は指定管理者制度の導入により、平成17年度と比較して約8%、6億5,000万円削減されています。前回の定例会の質疑で、市は応募者の管理運営の効率化を要因の一つとして挙げていますが、平成19年度予算案は導入前と比較してどの程度の効果があるのでしょうか。

こうした管理委託料の決定に際して、一定の労働条件が確保されるように配慮されているかどうか、伺います。

また、低賃金や長時間労働が強いられることがないよう、モニタリングが生かされることが望まれますが、どのようにお考えか、伺います。

次に、総務行政について伺います。

職員互助会についてです。

去る1月22日、市民オンブズ千葉は、千葉市職員互助会への不当な会議室使用料の支払いや光熱水費などを千葉市が負担していることなどについて住民監査請求を行い、これに対して、2月2日、千葉市は職員互助会に対して返還請求するなどの方向で取り組むことを明らかにしました。2004年秋より全国の注目を集めた大阪市役所の職員厚遇問題では、職員の互助会への公金投入、便宜供与が世間の強い批判を浴び、大阪市は、その結果、互助組合交付金を廃止し、不当に蓄積されていた公金の返還を互助組合に求めました。

こうした教訓から学ばず、互助会への便宜供与を今日まで放置してきたことは、千葉市の自浄能力のなさを改めて示すものです。そこで、税金を使った職員厚遇の抜本的な見直し及び再発防止を求めて、以下のことを質問いたします。

職員互助会への補助金だけでなく、税金を使った職員への福利厚生を目的とした制度や便宜などをお示しく下さい。

職員互助会に使用を認めて以来、千葉市が互助会に賃貸借契約により支払った賃料の総額、3,435万1,590円については、市は返還請求する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

中央コミュニティセンター8階の職員会館内には2機の自動販売機が設置されておりますが、電気メーターは設置されておられません。設置に伴う電気代は会館運営に伴うものとして電気料は市が負担しているそうです。しかし、職員互助会は、平成13年度から平成17年度実績で、株式会社アベシクスから合計57万1,783円、千葉ヤクルト株式会社から合計5万8,118円の設置料を受け取っています。これらは当然市へ支払われるものと考えますが、いかがでしょうか。

また、職員会館内にある旅行センターからも年間62万4,000円、平成13年から総額358万8,000円が職員互助会に使用料として納められています。光熱水費、ごみ処理費、清掃費用等は市が負担しているにもかかわらず使用料を徴収していることについて、市はどのようにお考えでしょうか。

市と職員互助会は、職員会館の使用に関して協定を交わしており、それによりますと、施設の改造に要する費用は職員互助会の負担とするとされています。しかし、実際にはリニューアル費用を市が負担しています。すなわち、平成5年度実施のレストランを技術管理課分室に改修した際には1,480万円、平成8年の8階改修、和室から洋室には3,296万円、平成9年の8階会議室及び通路の内装改修では483万円、平成11年度には特別室1、2を洋会議室に改修した費用1,596万円です。これらに関して協定内容とは明らかに異なることへの市の見解と、市は職員互助会にその費用を返還請求すべきと考えますが、どうお考えでしょうか。

職員互助会では、使用していない会議室を幾つも貸し出しているのが現状です。すなわち、現在、市が職員互助会に使用許可しているスペースが本当に必要なのかの検証が必要と考えますが、いかがでしょうか。

一方、職員互助会には、互助会資金積立基金として厚生施設建設及び整備積立基金積立金2億7,600万円がありますが、市の厳しい財政状況の中、職員会館の必要性を見直し、基金を市財政に繰り入れ、活用していくことが望ましいと考えますが、いかがですか。

職員互助会に関しては、市職員課がかかわってこられ、評議員会には理事として担当課長が出席されています。しかし、互助会への便宜供与を今日まで放置してきたことは、十分その役目が果たされてこなかったことを示しています。再発防止のため、職員の福利厚生予算については、その詳細を議会で審議するとともにホームページなどで公表し、市民の理解が得られるようにすべきではないでしょうか。緊縮財政も考慮し、互助会は今後、職員の掛金だけで運営するものとし、市補助金を廃止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、財政について伺います。

会計規模が過去最大という一般会計予算の中、市税収入が、税源移譲や定率減税廃止の影響を除いても、自然増が約70億円となります。こうした状況においては、市民に身近な施策で還元されたという実感が求められると考えます。市長が市民生活、福祉の面で税収増を市民が実感できるように配慮した点について伺います。

市税収入の増以外に市債の発行額が今年度予算より107億円ふえ、過去の大型公共事業、特に蘇我臨海部開発や千葉駅西口再開発、さらに、中央第六地区の再開発などがここ数年の予算への負担として大きいのしかかってきています。財政健全化プランを策定しても、借金が減る見通しは立たない状況に変わりはなく、依然厳しい財政状況は続きます。過去を振り返って、やはり大型開発を分不相応に推し進めてきてしまったという反省はないのか、伺います。

次に、管理運営費についてです。

主な公共施設の管理運営費は、予算ベースで見ると18年度350億8,300万円、19年度355億900万円と約4億2,600万円、1.2%の増加です。平成13年から平成17年まで執行された新5か年計画の中で整備された新規施設の稼働が17年から18年に集中しています。それら新規施設の維持管理費を見てみると総額で8億9,000万円に上ります。予算編成方針の中で、経常的経費については、人件費、公債費を除き前年度当初予算計上マイナス8.3%の範囲内で要求することが求められています。そのため、19年度予算に向け、既存施設は管理運営費を全体で12億3,500万円を減額していますが、新規施設が増加したため、前述のように全体では4億2,600万円の増となりました。公民館、図書館、公園緑地、学校など、私たちに身近な施設の管理運営費が削られ、新規施設の運営費を捻出しているという構図です。

そこで伺います。

むだを省くのはもちろん大切ですが、既存施設の経費削減は市民利用に弊害をもたらしていないの

でしょうか。これだけ新規施設の管理運営費がかさむことは、前5か年計画策定時にきちんと把握されていたのでしょうか。19年度に第2次5か年計画の見直しが検討されるとのことです。計画の中の新規事業の管理運営費が今後の財政に与える負担を予測した上で、見直す必要があると考えますがいかがでしょうか。

次に、**入札の改善**について伺います。

国土交通省も1,000万円以上のものは一般競争入札にするように素案を示しました。12月議会でも、会派の一般質問でさまざま指摘しましたが、その後千葉市では入札制度改善に向けてどのように検討が進んでいるのか、伺います。

次に、**都市整備公社**について伺います。

昨年、千葉県より都市整備公社への債務負担については、10年間は長すぎるとの指摘を受けています。今後は都市整備公社への債務負担で事業を行わない方向が望まれますが、来年度は都市整備公社の活用はどのようになるのでしょうか。債務負担行為の設定年限については、今後は短期間にしていくのか、伺います。

また、都市整備公社は独立採算が望ましいと考えますが、今後も運営費補助を続けていくのか、また、その根拠について伺います。

市民行政について伺います。

住宅の耐震安全性の確保と行政の責務についてです。

95年1月の阪神・淡路大震災から12年が経過しました。家屋の全倒壊約18万3,000棟、被災世帯約40万6,000世帯。地震による直接の死者は5,500人余り。死亡原因は家屋の倒壊による圧死、窒息死88%、焼死10%、落下物2%とされ、まさに耐震性が不足する住宅による住宅災害でした。こうした教訓から、以下、伺います。

地震による住宅災害の予防は、住民の生命の安全を確保する点で、自治体として最も優先すべき責務の一つと考えますが、いかがでしょうか。

平成15年の総務省の住宅土地統計調査において、旧耐震基準で建てられた市内の住宅戸数は約7万800戸ということです。単純に戸を世帯と置きかえ、1世帯当たり2人で換算すると14万人の市民、全市民の約15%が住宅災害の危険にさらされていることとなります。千葉市の地域防災計画では、大地震時の家屋の倒壊数、住宅災害の犠牲者はどの程度と推測しているのか、伺います。

阪神・淡路大震災の教訓では、とりわけ既存市街地の老朽家屋の放置が住宅災害を大きくしました。特に密集住宅市街地では、旧耐震基準で建てられた家屋を安全にすることなしに地震災害は防げないと市は認識しているのかどうか、伺います。

また、改修が必要な木造住宅の棟数と具体的な整備の施策内容など、今後の市の整備方針を伺います。

平成15年からの住宅の耐震診断助成、17年度からの木造住宅の耐震改修助成は、わずか総額2,300万円余りで、それも利用者が少ないため、平成19年度予算案では1,367万円に減額されています。利用が少ないのはなぜでしょうか。また、利用を大幅に促進する施策を積極的にとることが市民の生命を預かる市長の責務と考えますが、いかがでしょうか。

参加と協働におけるボランティアのあり方について伺います。

新総合ビジョンは、公募市民を含む100人規模の委員会で策定され、新たな施策として、参加と協働の社会を創るが掲げられました。平成13年には、市民公益活動の促進に関する基本指針が策定され、拠点としての市民活動センターが設置されました。一歩ずつ進めてきた参加と協働への施策です。

そこで伺います。

次年度新設されるボランティアズカフェは、ボランティアにかかわる情報をまとめて発信する役割と聞いています。市民活動センターとの活動内容が重複するように感じますが、市民活動センターとの役割の違いについて伺います。

千葉市のボランティア活動の支援は、市民公益活動センター、社会福祉協議会のボランティアセンター、教育振興財団のちば生涯学習ボランティアセンターなどで行われています。市として、ボランティア団体など総合的な把握は必要ではないかと感じています。これらのボランティア関係機関の連携の状況と今後の取り組みについてはどのようにされますか。

市として、市民との協働をより推進するための体制づくりも求められます。例えば、参加と協働推進室などを設置するなど、専門的に担える推進体制の必要性については、どのようにお考えでしょうか。

次に、保健福祉行政について伺います。

高齢者福祉についてです。

昨年4月介護保険制度が改正され、特に介護予防については、利用者や介護現場で困惑が生じています。要介護1から要支援になった方にとっては、これまでのサービスが受けられなくなった。担当しているケアマネにとっては、生活の質が維持できるか不安。ヘルパーにとっては、接する時間が短くなり余裕がなくなったなどの声があります。制度が変わり、要介護認定者から新予防給付の対象者を選定する基準が厳しくなったのでしょうか。昨年は、認定者の11.6%の方が認定を不服として再申請をしたそうです。

そこで、以下、伺います。

要介護1、要支援1、2の認定審査はどのように行われているのでしょうか。適正に行われているのか。また、認定に関して区によってばらつきがあるように聞きますが、公平性は保たれているのか。新介護度区分が変わってから、訪問調査員、認定審査員の研修はどのように行われているのか、伺います。

新予防給付は、介護状態に陥らないための生活機能の維持、改善を目的としたものです。そのためには、対象となった要支援の方一人一人の状態に応じた適正なケアプランの作成による必要なサービスの提供が求められます。昨年の制度開始から今までの要支援者の介護予防サービス利用率は52.2%で、認定を受けてもサービスを利用されていない方が半数近くおられ、支援が行き届かないのではと懸念されます。そのような方に対して、市はどのように対応しているのでしょうか。

給付費の当初予算と決算見込みについては、どのように分析しているのか、新年度の対応についても伺います。

また、新予防給付のサービスを一定期間利用された要支援の方の要介護度は、前回の認定と比べどのように変化したのか、伺います。

次に、医療制度改革に伴う健診等についてです。

2008年4月より実施されるいわゆる医療制度改革の中で、高齢者の医療の確保に関する法律により、従来、市町村が行ってきた基本健康診査、保健指導が新たにメタボリックシンドロームを予防する特定健診、特定保健指導として医療保険者ごとに実施主体となることが義務づけられました。

2007年度まで基本健康診査や各種健診の実施主体は市町村で、その中で、生活習慣病に関する健診、保健指導は個別疾患、いわゆる病気の早期発見、早期治療を目的とした健診に付加されて実施されてきました。しかし、2008年度以降は医療保険者、つまり国民健康保険や共済組合、健康保険組合などの医療保険者が実施主体となります。

そこで伺います。

基本健康診査や各種健診等は、今年度と20年度以降ではどのように変わるのでしょうか。また、介護予防事業の対象者となる特定高齢者は基本健診により把握が行われていますが、これについてはどのようになりますか。

国保加入者については、市から特定健康診査、特定保健指導が受けられますが、75歳以上の後期高齢者と健康保険の被扶養者はどのようになりますか。

特定健診、特定保健指導の2008年4月の実施に向けて、市としてどのような検討、取り組みを進めるのか、伺います。

次に、児童虐待についてです。

児童虐待相談件数の急増により、緊急かつ高度な専門的対応を求められる一方で、育児不安を背景に身近な子育て相談ニーズも増大しています。2005年施行された改正児童福祉法では、児童家庭相談における市町村の役割を明確化するとともに、都道府県児童相談所の役割を困難事例の対応や市町村の支援に重点化するなど、地域における児童家庭相談体制の充実が図られました。

そこで伺います。

政令市である千葉市の各区にある家庭児童相談室の充実と支援体制については、どのようにお考えでしょうか。

虐待相談件数と児童虐待対応チームの取組状況についてお聞かせください。

虐待に対する職員体制の充実について、職員や専門職の配置などはどのようになっているのか、伺います。

施設措置される子供の中には、被虐待児がふえているとのことですが、児童養護施設への措置状況はどのようなものなのか。また、ほうゆう・キッズホームについては、暫定定員解除の状況、

職員の配置状況、また、経験を持った職員の配置は満たされているのか、伺います。

次に、**子育て支援と子育て支援施設について**伺います。

この10月にオープン予定の中央第六地区再開発ビルはさぼーると名前も決まりましたが、子ども交流館、子育て支援館が設置されます。子ども交流館は、千葉市で初めてのいわゆる児童館であり、子育て支援館は千葉市の子育て支援の中核的な施設と聞いています。既に設置管理条例が制定され、今議会では指定管理者も指定される予定です。着々と整備が進んでいますが、オープンに際し、幾つかお尋ねします。

子育て支援館にはどのような機能を持たせ、効果を期待しているのでしょうか。子育て支援館と各地区の支援センター、リラックス館などとの有機的連携をどのように図っていくのか、伺います。

第2次5か年計画では、子育てリラックス館は12カ所、支援センターは7カ所となっていますが、現在、具体化している計画についてお聞かせください。子ども交流館の機能と効果についてのお考えもお聞かせください。

次に、環境行政について伺います。

新ごみ処理基本計画についてです。

新たなごみ処理基本計画では、清掃工場が3カ所から2カ所に削減されることが盛り込まれ、環境面からも財政面からも評価できる方向性が示されました。

そこで伺います。

4月から新ごみ処理基本計画をスタートさせるに当たり、3分の1ごみ削減に向けての啓発事業が予算化されました。この計画を実現させていくには、市民や事業者への効果的なPR活動は極めて大切ですが、どのような取り組みがなされるのでしょうか。

また、5年後の平成23年にごみ削減の目標達成の状況によって、家庭系生ごみのバイオガス化処理施設の建設の判断をすとなっておりませんが、この施設建設には高額な費用がかかります。10万トン削減では、計画前半の5年目に向けて数値の目標を明確に市民に知らせていくとともに、コスト面での周知を徹底していくべきと考えますがいかがでしょうか。

計画の実施においては、初期から市民とともに取り組みを行う必要があると考えます。昨年10月から古紙や布類のステーション回収が始まり、今年4月からは事業所ごみと粗大ごみの値上げが実施されます。これらの効果、問題点など、市は市民や事業者と組織をつくり、ともにきちんと評価、検証していきながら計画を推進していくべきであると考えますが、市のお考えを伺います。

その他、プラスチック製容器包装が3年後の平成22年度から開始されますが、施設整備の方向性について伺います。

次に、**北清掃工場及び新港清掃工場の長期責任型運営維持管理について**です。

行政改革の経費削減の一環として、清掃工場の管理運営について法定点検、修繕などを含め長期管理委託の導入と可能性調査が予算化されました。

初めに、北清掃工場について伺います。

隣接する施設へのエネルギー供給や余剰電力の売電についての扱いはどうなるのか。また、北清掃工場は稼働して10年経過していますが、今後、15年の長期にわたる委託の中で大規模な修繕が必要な場合、どのようになるのか。このほか、受託事業者が行う業務の範囲と市として行う業務の範囲についてお示しください。

事業内容によって、受託事業者からの再委託についてはあるのでしょうか。基本的な考え方について伺います。

次に、新港清掃工場についてですが、導入可能性調査を実施するとのことですが、新港清掃工場の場合、スーパーごみ発電や灰溶融施設など、技術的にほかの事業者が引き継ぐことが難しいと伺いましたが、入札していく上で、このような施設の安定的な維持管理のためにどのように対処するのか、伺います。

次は、**E S C O事業導入について**です。

千葉市では、千葉市地球温暖化防止実行計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制に向けた効果的な取り組みを行うとしています。しかし、平成16年度の排出量は平成12年度に比べ19.35%も増加している状況です。意識啓発など、ソフト面での取り組みには限界があり、ハード面での対策も必要となってきたことから、千葉市第2次5か年計画で省エネルギー推進を掲げ、本年E S C O事業導入方針策定調査が行われたところです。

E S C O事業とは、原則的には顧客、すなわち市が新たな財政負担をせずに民間事業者が省エネ

ギー効果を保証するものです。調査結果から、一般に市有施設では既に省エネルギーへの努力もそれなりに進んでいること、一方、熱源改修などには多大な費用がかかることから、市有施設の多くは、民間資金活用型E S C O事業の可能性は低いことがわかりました。工事費を市が自己負担しE S C O事業者から省エネルギーの提案を公募して省エネ施策を行う自己資金型、または設備更新型E S C O事業の可能性が提案されています。

そこでお尋ねいたします。

千葉市の省エネルギー管理の現状についてですが、調査報告によれば、E S C O事業では、一般的な省エネルギー改修工事と異なり、定期的に設備の稼働状況や省エネルギー効果の確認を行うため、省エネルギー効果を持続させることが可能となるとありますが、E S C O事業でなくとも計測、検証を行うべきです。市有施設における省エネルギー管理の実態はどうなっているのか、お聞かせください。

温室効果ガス排出量の削減についてですが、E S C O事業者による温室効果ガス削減の担保はどのように確保されているのでしょうか。E S C O事業者の省エネルギー管理のソフト、ノウハウは開示されるのでしょうか。また、契約期間満了後の運転管理体制はどうなるのでしょうか。

コスト比較、コスト検討についてですが、E S C O事業者との契約年数は、何を基準に判断、決定するのでしょうか。

次に、都市行政について伺います。

まず、**都市計画マスタープラン**についてです。

千葉市の都市計画マスタープランでは、住宅地の形成について、低層を主体とする住宅地、中高層を主体とする住宅地、住居と商業施設とが複合した地域というように、各市街地の特性に応じて、地域の意向を踏まえながら土地利用規制や誘導施策を展開することとされています。

ところが、昨今、低層の住宅地に突如高層マンションの計画がなされることで、さまざまなトラブルが生じています。日照、ビル風、景観、プライバシー、交通などの環境悪化を危惧する住民と規制緩和の流れに乗って利益を最大限に得ることを求める開発側との衝突です。こうしたトラブルを防止し良好な住環境を維持するために、千葉市として独自の制度化を検討することは、地方分権の流れの中で自治体が担っていく重要な役割であると考えます。

そこで、以下、伺います。

住宅地などに高層建築物が建つことを防止するには、都市計画として、どのような方法があるのか、伺います。

美浜区磯辺地区において、地域版マスタープランづくりへの取り組みが行なわれていると聞いています。住民参加で地域の実情に合ったまちづくりの目標を定めて実現していこうという希望を感じることが出来ます。都市計画マスタープランの地域別構想の現在の状況は、どのようになっているのでしょうか。地域別構想作成促進のための今後の展開について、どのようなお考えなのか、伺います。

まちづくりの目標を実現するためには、地域の実情に合わせた規制や法令に優先する独自の基準の策定が求められることもあり得ます。そうした強制力を持った都市計画のルールを地域別構想づくりの延長線の一つとして取り組んでいく考えについて伺います。

次に、**都市景観**について伺います。

2005年6月に、景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行されました。千葉市でも、この法律を活用して景観計画の策定が進められています。景観計画の策定に当たっては、千葉市の特性や魅力を生かしていくことは言うまでもありませんが、千葉市の都市イメージはいまだに確たるものはなく、確立に向けて試行錯誤の状態であるように思われます。このような状況において市民とともに景観計画を策定していくことはよい機会であると考えます。都市景観という切り口から、千葉市の都市イメージを確立していけることを期待し、以下、伺います。

平成18年度は、景観計画策定に向けてどのような取り組みがなされたのでしょうか。平成18年度調査の中では、千葉市の特性はどのようなものであるととらえられているのか、お聞かせください。景観重要建造物、樹木の指定については、どのような手順で行っていくのか、伺います。

次に、**市民緑地**についてです。

千葉市では、今年度から新たに市民緑地制度を導入し、保存樹林、市民の森、特別緑地保全地区などの緑地を保全する制度とあわせて、市街地の樹林地を保全していくと伺っています。市街地の樹林地は、開発により減少してきていることに加え、残された樹林地も管理が行き届かず荒廃し、市民生活に悪影響を与えているところも多々見受けられます。このような現状を打開する方法の一つとして、

管理に市民が積極的にかかわり、樹林地を保全していく市民緑地制度は有効であると期待しています。

さて、この制度を市内に広く展開していくためのポイントとなるのは、樹林地の管理に市民が参加するきっかけづくりであり、そこに行政がどのようにかかわるかが重要ではないでしょうか。市民緑地は、平成 18 年 11 月には小倉町に開設され、おゆみ野では現在整備が進められていますが、この 2カ所の市民緑地で市民管理団体の立ち上げ方に違いがあるように見受けられます。

そこで伺います。

市民管理団体をそれぞれどのように立ち上げたのか、伺います。

今後、市民緑地をどのように展開していくのかについても伺います。

子どもたちの森についてです。

子供たちに遊び場について尋ねる機会がありました。そこで、子供たちから地域には公園がたくさんあって、きれいに整備されているけれど、どこも同じような公園ばかりでわくわくしないという意見が出され、私たち大人ははっとしました。つい最近も、NHKテレビのドキドキ・ヒヤリで子どもは育つという特集番組において、管理上の問題から公園の遊具が姿を消すということが取り上げられており、興味深く見ました。どうやら、遊具自体がいけないのではなく、子供たちが自分の力で制御できないような遊具ばかりを設置してきたことに問題があったようです。

そんな状況下で、千葉市では、初めてのプレーパークである子どもたちの森を整備しました。子どもたちの森は、子供たちが自然の中で自分の責任で自由に遊びながら、自然や人とのつき合い方を学んでいくことができる絶好の場所です。子供たちの健全な育成のほか、子供を通じた地域のコミュニケーションや公園の活性化など、効果も大きいと思います。

そこで伺います。

従来の公園ではなかなかできなかった、公園で子供たちを自分の責任で自由に遊ばせることを可能とするには、どのような要件をそろえる必要があるのでしょうか。今後、子どもたちの森を全市的にどのように展開していくのか、伺います。

次に、下水道行政について伺います。

下水道は、雨水や汚水処理を行い市民生活に大切な都市基盤となっています。下水道事業のうち、雨水は公費によって、家庭や工場などから排出される汚水は原則として下水道使用料で賄うことになっています。汚水処理費のうち、維持管理費については 100%下水道の使用料で賄われますが、企業債など借金の支払利息や減価償却費などの資本費は、一部を一般会計からの補助金で補っています。下水道使用料は 3 年ごとに見直しが行われ、資本算入率は平成 13 年には 75%、平成 16 年には 85%、今年 4 月には 95%と引き上げられ、使用料は値上げされています。平成 22 年には、今後、資本費は 100%算入されるでしょう。

汚水にかかわる下水道施設で、廃止された後の施設、また、例えば都市計画の中で人口計画が達成できないなど、下水道としての基盤整備が整っていても、虫食い状態開発や全く住民がいないため未利用であるなどの状況があります。今後、汚水の使用料の見直しに当たり資本費について 100%算入するのは市民理解が得られないのではないかと考えます。

そこで、未利用となっている下水道施設の経費や廃止された下水道施設の経費については、下水道使用料の対象経費となっているのか、伺います。

次に、教育行政について伺います。

まず、**学校適正配置**についてです。

現在、第 2 次千葉市学校適正配置検討委員会において、学校の小規模化や大規模化によって生じる諸問題を解消し、教育環境の総合的な整備を図るために学校適正配置のあり方について検討が進められ、答申案がホームページで公表されています。19 年度における学校適正配置にかかわる施策を見ますと、おゆみ野地区への中学校の新設と花園中学校の改築に向けての設計やおゆみ野南小学校の校舎増築や数校の仮設の借り上げが予算化されています。

そこで伺います。

現在、大規模化が進み仮設校舎で対応している小中学校が市全体で何校あるのか。また、今後、教室不足が生ずると見込まれる学校の対応についての考え方を伺います。

二つ目には、バス通学を余儀なくされている児童が在籍する小学校とそれぞれの対応について今後の方針を伺います。

現状では、学区の関係で卒業後異なる中学校に分かれて進学する小学校はどのくらいあるか、また、この現状をどのように考え、今後はどう対応するか、伺います。

次に、**給食費と私会計**についてです。

給食費の未納が問題となり全国的な調査が行われました。千葉市においては、中学校は給食センター方式で公会計としているため未納についての把握はありましたが、小学校は私会計、学校徴収金の中で処理されているため、未納については把握していないとのことでした。今回の調査で、小学校でも未納があったことが明らかとなったことについての見解と未納理由について、今後の対応はどのようにするのか、伺います。

2005年度に学校徴収金取扱要領、学校徴収金取扱マニュアルが作成されました。学校徴収金は保護者が負担する経費であり、保護者に対して十分な説明や報告を行い、透明性を確保することが必要とし、これまで学校で取り扱う経費のうち、学校徴収金については各学校で会計処理が行われてきましたが、取り扱いについての基準を定める必要があるとの観点から、要領、マニュアルを作成したとされています。

必要性について、どのような意見や検討がなされたのか、お聞かせください。

徴収金の未納については、給食費や金額の大きいものに関しては公会計の扱いとするなどが必要と考えられますが、見解を伺います。

次に、**事故報告書**について伺います。

2005年5月31日に、船橋の市立中学校で生徒が教諭を殴り、学校が呼んだ警察に逮捕された事故がありました。7月に学校が提出した事故報告書は事実と異なると生徒が訴えたため、同校は生徒の主張を加えた報告書を再提出しましたが、事故発生当初の関係者の聞き取りなどを怠っていたため、事実関係はあいまいなままといえます。

県教育委員会は、事故報告書作成については当事者の意見を十分に確認し、目撃者等関係者からの事実確認に基づいて公正かつ客観的な記述となるよう努めることや当事者と保護者に報告書の概要を示し説明するなどの通達を出しています。

千葉市でも、中学生の逮捕の事例が新聞などで報道されていますが、学校現場での暴力等が原因の逮捕はどの程度あるのでしょうか。千葉市での事故報告書は、どのような場合に、どのように作成されるのか、件数と内容について、また、事故報告書を記入するのはだれか、伺います。

事故報告書は、教諭が当事者の場合、特に公平性を保つのが難しいと考えられます。公正に調査する第三者性を確保することが必要だと感じますが、見解を伺います。

次に、**放課後子ども教室**について伺います。

平成16年度より、モデル的に実施されてきた地域子ども教室は、放課後の子供たちの居場所をつくる事業ですが、昨年10月から120校の小学校に一斉に広げられました。この事業は、文部科学省が千葉市地域教育力再生プラン運営協議会に委託し、教育振興財団が事務局を担って、学校を活動拠点として行われたために、学校としてもかかわり方があいまいにならざるを得ないという状況でした。地域の人材確保もままならないという声も多く聞かれ、現場は苦労しながら取り組んだというのが実態だと感じています。このような状況にもかかわらず、文部科学省においては、19年度からは厚生労働省の放課後児童クラブと連携し、原則としてすべての小学校で実施する補助事業としました。

そこで伺います。

千葉市においては、18年度と比較して19年度予算が大幅に減額になっていますが、具体的にどのような支出が削減されるのか、伺います。地域子ども教室は、120の小学校を活動場所として行われたとのことですが、学校はどのようなかかわり方であったか。また、小学校以外の場所で取り組んだところがあったのでしょうか。

次に、**第3次生涯学習推進計画**について伺います。

昨年度は、第3次生涯学習推進計画が策定されました。その中で、学習成果の活用と地域社会への還元を促す仕組みが不十分であることが課題として挙げられています。特に45歳以上の中高年層の約3割が学習成果をボランティアなどを通じて地域へ還元したいという意欲を持っており、その意欲を実際の行動に移せるような支援の仕組みを整備することが求められていると指摘しています。

そこで伺います。

従来、市は社会教育関係団体の事業への支援を行っていますが、この社会教育関係団体とはどのようなものか、その数と団体名、それぞれが社会還元のために行っている代表的な事業と市の支援内容について伺います。

また、学習活動の傍ら、公共性の高い還元活動を展開している新たな団体もふえていることと思われませんが、それらの団体への支援については、今後どのように考えているのか、お聞かせください。

以上で、1 回目の質問を終わります。

鶴岡市長

ただいま市民ネットワークを代表されまして、福谷議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えします。

初めに、**予算編成の現状と公開について**ですが、新年度予算の編成に当たっては、市財政の見通し、編成の基本的な考え方や要求基準を示した予算編成方針を各所管に通知した後、各事業担当所管からの予算要求、財政課による査定、財政局長内示を経て、その後、私の査定を行い新年度の予算原案を作成しております。

編成に当たりましては、議会各会派の要望事項や日常業務等を通じた市民要望などを踏まえ、可能な限り予算に反映しているところであります。したがって、編成過程の内容を公開する考えはありません。

次に、**財政について**お答えします。

まず、市民生活、福祉の面で配慮した施策についてですが、保健福祉の総合窓口となる保健福祉センターが中央区、緑区、美浜区でオープンするとともに、子供の健全育成と子育て家庭を支援する子ども交流館や子育て支援館を開設するほか、市民要望にこたえ、子どもルームの時間延長を行うこととしました。また、障害者サービスの利用者負担の激変緩和措置を行うとともに、安全安心のまちづくりや暮らしやすい地域づくりなど、市民に身近な施策の充実に努めたところであります。

次に、**市債について**ですが、市債の活用には、魅力ある都市基盤整備や市民生活に密着した生活関連施設整備など、大都市にふさわしい社会資本の形成に役立ててきたところであり、今後も将来の財政負担を見きわめながら、計画的に活用してまいりたいと考えております。

次に、**入札の改善について**ですが、今年度、公募型指名競争入札を廃止し、新たに設計金額 2 億円以上 24 億 1,000 万円未満の建設工事に制限付一般競争入札を導入し、一般競争入札の大幅な拡充を図ったところであります。

今後も、入札における透明性、公正性、競争性を確保する観点から、電子入札の本格的な実施に向け、また、総合評価落札方式の拡大などについて、千葉市入札制度検討会において検討してまいります。

次に、**住宅の耐震安全性の確保と行政の責務について**お答えします。

まず、地震による住宅災害の予防は、自治体として最も優先すべき責務の一つと考えるかについてですが、阪神・淡路大震災において比較的古い建築物が大きな被害を受けていることから、人的被害を軽減する上で住宅等の建築物の耐震化は非常に重要であり、市民みずからが取り組むことのできる有効な防災対策であると考えています。このことから、住宅の耐震化の促進を図るため、各種助成の実施や防災関係の研修会、出前講座などで、市民の方々にその重要性をお知らせしているところです。

次に、市の地域防災計画における大地震の際の家屋の倒壊数等の想定についてですが、平成 7 年度に実施した千葉市直下型地震対策調査による被害想定では、マグニチュード 7.2 の地震が千葉市直下で発生した場合、建物の全壊が 7,100 棟、半壊が 2 万 800 棟、地震火災による焼失棟数が 2 万 6,400 件と想定しています。また、人的被害としては、死傷者数 3 万 4,500 人と想定しています。

なお、ここで付言させていただきますと、中央防災会議の中に首都直下地震対策専門調査会というのを設けられまして、私も委員の 1 人としてこの審議に参加してまいりました。計 20 回の審議をやりまして、平成 17 年の夏に報告書が最終的に出ておりますが、その中での議論では、最も首都圏で起こる確率の高い地震は東京湾北部地震だと言われておりまして、それに伴う千葉市の被害というものは、死者数までは出していないんですけれども、数字が出されております。これによりまして、かなり低い数字でして、その辺のことをこれから詰めていかななくてはいけないと思っています。

次に、**密集住宅市街地では、旧耐震基準で建てられた家屋を安全にすることなしに、地震災害は防げないと市は認識しているのかについて**ですが、耐震性に劣るとされる旧耐震基準で建てられた住宅の安全性の向上を図ることは、災害を減少させる一つとして重要なことと認識しております。

次に、**改修が必要な木造住宅の棟数と具体的な整備の施策内容など、今後の市の整備方針について**ですが、重点密集市街地を含む要改善市街地 13 地区の中で、旧耐震基準により建てられた木造住宅は約 2,000 棟と推計しております。また、密集住宅市街地の整備に当たっては、地元住民の防災意識の向上、地震災害に対する既存建築物の安全性の確保、都市基盤整備の向上を基本に、市と住民の協働により市街地環境の整備に努めてまいります。

次に、**耐震診断助成及び耐震改修助成の利用が少ないのはなぜかについて**ですが、旧耐震基準で建てられた住宅は建築後 26 年以上経過していることから、建てかえの時期にきていること、それから千

葉市の特性だと思えますけど、震災による大きな被害が過去起きておりませんので、身近な問題としてなかなか市民がとらえてくれないということ。それから、もう一つは経済的な理由がありまして、特に高齢者の方々は、あえてここで家を建てかえるということに踏み切れないと、こういう理由もありまして、なかなか進んでいないのが現状であります。

利用を大幅に促進する施策を積極的にとることについてですが、耐震改修助成制度では、耐震診断により倒壊する可能性が高いと判定された木造住宅を助成対象としてきましたが、平成19年度より、倒壊する可能性があるとして判定された住宅も助成対象に加えることとしました。阪神・淡路大震災の記憶や教訓が時とともに薄れて行く中で、今後も市民に対して助成制度のより一層の周知を図ってまいります。

次に、[高齢者福祉について](#)お答えします。

まず、[介護保険の軽度の方の要介護認定について](#)ですが、新基準による認定審査の導入に当たっては、認定審査会委員に対し、状態の維持、改善可能性の評価方法など、新予防給付対象者の選定について、平成17年12月に県による研修が実施されています。また、訪問調査員に対しても、県及び市独自の研修を通じて、新たな調査項目についての習熟を図っていることから、調査及び審査判定は適正に行われているものと考えています。

なお、認定後、間もない時期での再申請は、心身の状況の変化などを理由に従来から一定の割合で行われており、制度改正後に要支援1または2と判定された方の再申請の割合は、要介護1以上の判定を受けた方の再申請割合の12.4%と比較しますと、むしろ低い数値となっております。

次に、[軽度の認定を受けた方のうち、サービスを使っていない方が半数近くいることについて](#)ですが、認定者全体では約8割の方が居宅サービスまたは施設サービスのいずれかを利用しています。そうした中で、要支援の方は制度改正前においても6割程度のサービス利用率ですので、大きな変化はないものと考えています。現在、サービスを利用していない方でも、真にサービスを必要とする方には適切なサービスが提供されるよう、介護予防サービスの有効性やあんしんケアセンターの役割について周知に努めており、2月15日付の市政だより、介護保険特集号でも、お知らせをしたところです。

次に、[介護予防サービス給付費の当初予算と決算見込みについて](#)ですが、介護予防サービス給付費の決算見込みは、当初予算を下回ることが見込まれております。これは、旧要支援で新基準による判定を受けていない方の給付費は、予防給付ではなく介護給付として整理されていることなどによるもので、真に介護予防サービスを必要とする方に対しては、あんしんケアセンターによる介護予防ケアマネジメントによりサービスが提供されているものと考えています。また、新年度の対応についてですが、引き続き、あんしんケアセンターの業務内容や介護予防サービスの内容などについて広報していきたいと考えています。

次に、[新予防給付を一定期間利用した要支援者の要介護度の変化について](#)ですが、昨年12月までにあんしんケアセンターでケアプランを作成した方のデータで申し上げますと、前回の要介護度を改善、あるいは維持した方は約75%となっております。

次に、[子育て支援施設について](#)お答えします。

まず、[子育て支援館の機能と効果について](#)ですが、機能としては地域子育て支援センターとして、親子の遊びと親同士の交流の場を提供するとともに、育児に対する不安などの相談に応じます。また、市内7カ所に設置されている地域子育て支援センターの基幹施設として、保育所、保育園や保健福祉センターなどと連携を図ることにより、子育てに関するさまざまな情報の提供を行うこととしており、子育て中の親子に対して総合的な支援ができるものと考えております。

次に、[子育て支援館と各区の施設との有機的な連携について](#)ですが、子育て支援館では、地域子育て支援センターや子育てリラックス館、保健福祉センターなどを構成メンバーとした連絡会議を組織し、情報交換を行うとともに、講習会や研修会を定期的を開催することにより、子育て支援情報の共有と子育て家庭に対するより充実した支援の提供を考えております。

次に、[第2次5か年計画における子育てリラックス館と地域子育て支援センターの整備について](#)ですが、まず、子育てリラックス館は、現在8カ所設置されています。今後、緑区では鎌取保健センター跡施設への10月の開設、美浜区では、マリンピアから高洲保健センター跡施設への平成20年1月の移転、中央区では、蘇我保健センター跡施設への平成20年4月の開設を予定しております。

また、地域子育て支援センターについては、第2次5か年計画で位置づけた2カ所の整備が完了し、現在7カ所となり、このほか10月に開設する子育て支援館も地域子育て支援センターの機能を有しております。

次に、**子ども交流館の機能と効果について**ですが、まず、機能は、子供の健全な遊びと居場所の提供、健全育成を目的とした講座等の開催、自主サークルなどの自主活動の支援、遊びと居場所づくりに関する情報の収集及び提供などであり、幼児とその保護者及び小中学生、高校生などがこの施設を利用することにより、子供の健全育成の一層の増進を期待しております。

次に、**環境行政について、新ごみ処理基本計画について**お答えします。

まず、**市民、事業者への効果的なPR活動の取り組みについて**ですが、町内自治会、事務所等への説明会を実施するとともに、ごみステーションでの早期啓発を行うほか、PRのためのイメージキャラクターづくりやラッピングモノレールによる啓発など、積極的なPR活動を予定しております。また、数値目標とコスト面の周知につきましては、今後開催予定の説明会等を通じ、周知を図ってまいります。

次に、**市民、事業者、市の3者による個別事業の評価・検証体制について**ですが、評価、検証に当たっては、毎年度、個別事業の進捗状況を千葉市廃棄物減量等推進審議会へ報告し、御意見を踏まえ、みずから評価し、必要に応じて見直しを図ってまいります。なお、計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況については、毎年度ホームページ等で公表してまいります。

次に、**その他プラスチック製容器包装の再資源化施設整備の方向性について**ですが、他都市の状況等を参考に、経済性、効率性の観点を踏まえ、平成19年度に事業主体について具体的な検討を行ってまいります。

次に、**ESCO事業導入について**お答えします。

まず、**市有施設における省エネルギー管理の実態について**ですが、新港清掃工場など一定以上のエネルギーを使用する施設は、エネルギーの使用の合理化に関する法律により、必要な措置が講じられております。

さらに、市有施設全体では、経済性、安全性等を考慮するとともに、地球温暖化防止実行計画及び公共建築整備指針に基づき、省エネルギー対策の推進に取り組んでおります。

次に、**ESCO事業者による温室効果ガス削減の担保について**ですが、ESCO事業は契約により省エネ効果が保証されており、対象となる省エネルギー量に連動し温室効果ガスも削減されるものと考えています。

次に、**ESCO事業者の省エネルギー管理のソフト、ノウハウの開示について**ですが、ESCO事業者が作成するエネルギー管理計画書により最適な運転方法が示されますので、契約期間後も運転管理に支障は生じないものと考えております。

次に、**契約年数について**ですが、初期投資の回収期間や事業形態などによって異なりますので、個別の事業ごとに判断することとなります。

次に、**都市景観について**お答えします。

まず、**平成18年度の景観計画の取組状況について**ですが、本市では、18年7月に景観計画策定に向け、その考え方について都市景観審議会専門部会を開催し意見を伺ったところであり、この専門部会において、委員の方々からは景観そのものや景観計画策定に関して市民の意識と関心を高めることが大切であるとの御意見をいただきました。

これを踏まえまして、9月に、住民への意識啓発活動などに熟知し、景観に関する知識を有するコンサルタントに調査委託したところであり、委託内容としては、市民意識の普及啓発のパンフレットの作成、配布、景観資源に関する調査、把握、景観に関する市民アンケート、市民意見を反映するためのワークショップの支援などを行っております。

次に、**平成18年度調査の中で千葉市の特性はどのようなものかについて**ですが、本市には大きく分けますと自然の景観、歴史の景観、市街地の景観の三つの特性があります。自然の景観は郊外の谷津田や里山、花見川沿いなどの良好な自然環境を有した緑と水辺の豊かな景観であります。歴史の景観は、縄文時代の貝塚、集落跡や歴史的な街道筋など、それぞれの時代における景観資源は本市固有の景観をつくり出す貴重な財産であります。市街地景観は、海際の市街地や長い歴史を持つ旧市街地、本市の顔というべき千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心の景観が上げられます。

次に、**景観重要建造物、樹木の指定の手順について**ですが、基本的には、今後策定する景観計画において、本市が景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めることとなります。方針としては、市民に親しまれる建造物や樹木で、地域の自然、歴史、文化等から見て景観上重要であることなどが考えられます。なお、指定に当たっては、法の基準や所有者の意見を尊重し進めてまいります。

次に、**市民緑地について**お答えします。

まず、**市民管理団体をそれぞれどのように立ち上げたのかについて**ですが、小倉町の市民緑地では、モデル事業として樹林地周辺の7自治会に樹林地管理の参加を呼びかけ、自治会役員や有志の方々と、平成16年から2カ年にわたり、樹林地の管理方法や組織のあり方について検討していただきました。平成18年8月に、管理団体、小倉自然の森を育てる会が結成されたところです。また、おゆみ野の市民緑地は、都市再生機構等が、おゆみ野の地域活動を行う市民団体を対象に、資金助成や活動場所を提供するまちそだて事業の一環として、現在、ワークショップを展開し、管理団体の立ち上げに向けて準備を進めているところであります。

今後、どのように市民緑地を展開していくのかについては、市民及び土地所有者に市民緑地の制度を理解していただき、市民の森や市街地内の保存樹林指定地を対象に、協力を得られるところから、順次、市民緑地を開設していきたいと考えております。

最後に、**子どもたちの森について**お答えします。

まず、公園で子供たちを自分の責任で自由に遊ばせることを可能とする要件についてですが、利用する子供と保護者の方々が自分の責任で自由に遊ぶということをしっかりと認識していただくことであります。また、現地できめ細かな対応を行うためには、地域や保護者との連携を図るための運営団体や子供たちを見守るプレーリーダーの存在も必要不可欠であると考えます。

次に、子どもたちの森を全市的にどのように展開していくかについては、今回の子どもたちの森の開園後の利用状況やノウハウを蓄積し、既存の公園の活用も含め関係部局と連携を図り、検討してまいりたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

私の答弁以外につきましては、両助役並びに教育長から答弁いたします。

小島助役

市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、**指定管理者制度について**ですが、総務省が例示した基準については、本市においても必要不可欠なものとして認識し、審査基準の一つに、施設の管理を安定して行う能力を有することと定め、応募者の審査を行っているところであります。

次に、**19年度予算上の効果について**ですが、新たな業務の増加等を除けば、ほぼ18年度予算と同額であり、制度導入の効果があるものと考えています。

次に、**労働条件の確保への配慮について**ですが、市は指定管理者に対し労働安全衛生法など関係法令を遵守することを求めており、指定管理者はこれを前提に事業計画や業務内容を定めているもので、管理委託料には一定の労働条件が確保されているものと考えております。

また、**モニタリングについては**、関係法令の遵守状況など必要な項目について把握するとともに、必要に応じ実地検査や指導などを行い、適正な施設運営を確保してまいります。

次に、**職員互助会について**お答えします。

まず、**税金を使った職員への福利厚生制度や便宜について**ですが、市が公費により行う福利厚生制度として、地方公務員法第42条に定める職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項の実施があります。そこで、本市では、労働安全衛生の確保の観点も踏まえ、定期健康診断や特殊な業務に係る健康診断等を実施するほか、職員医務室を設置し、健康の保持増進に努めています。また、元気回復その他厚生に関する事項として、職員食堂や職員会館の運営、元気回復のためのレクリエーション事業などについて、職員互助会を通じて実施しており、これに要する費用の一部について補助金を交付するとともに、必要な施設使用を無償で許可し、また、電話機や照明器具などの付帯設備についても利用させているものです。

次に、**千葉市が職員互助会に支払った会議室賃料について**ですが、市が職員互助会に使用を許可したスペースに、みずから賃料を支払うという不合理なことになっておりますので、支払った賃料については職員互助会に対して返還請求する方向で検討し、準備を進めております。

次に、**自動販売機の設置料及び旅行センターの使用料について**ですが、職員会館は福利厚生事業を行うことを目的に職員互助会に無償で使用許可したものであり、許可の範囲を超えた不適切な取り扱いがあったものについては職員互助会に返還請求するべく、その内容や金額について検討を進めているところです。

次に、**職員会館の改修工事費用の負担について**ですが、御指摘の改修工事につきましては、すべて市の必要性に基づいて実施したのと考えております。

次に、**職員互助会に使用許可しているスペースが本当に必要なかの検証と、厚生施設建設及び整備積立基金積立金を市財政に繰り入れることについて**ですが、時代の変遷とともに職員の価値観や好

みが多様化しておりますことから、職員会館のあり方や積立基金の必要性について検討を進め、適切に対応してまいります。

次に、**福利厚生に関する予算について詳細を議会で審議するとともに、ホームページなどで公表すべきについて**ですが、議会での審議につきましては、今後、より審査しやすい資料づくり等に努めてまいります。また、公表については市政だよりやホームページに予算の措置状況等を掲載していますが、市民の皆様により理解を深めていただくため、積極的な公表に努めてまいります。

次に、**互助会は、今後、職員の掛金だけで運営するものとし、市補助金を廃止すべきとのこと**ですが、職員の元気回復その他厚生に関する事項を計画し実施することは、地方公務員法に定められた市の責務であり、本市でも他市と同様、職員互助会を通じて実施していることから、今後も補助金の交付は必要なものと考えております。しかしながら、補助対象事業につきましては、それぞれ精査してまいります。

次に、**管理運営費について**お答えします。

まず、公共施設の管理運営費についてですが、既存施設の経費については施設管理の効率性の観点から、節減合理化を図ったものであり、市民利用に影響を及ぼすことのないよう配慮しております。また、新規施設で見込まれる管理運営費につきましては、予算編成時の財政フレームはもとより、第2次5か年計画策定時の財政フレームにも反映していることから、第2次5か年計画の見直しに当たっても適切に対応してまいります。

次に、**都市整備公社について**お答えします。

都市整備公社は、小中学校の新設など公社が立てかえ施行し、後年度買い戻しの時期に国庫補助が最大限に活用できるものや単独事業で緊急性があり短期間に環境整備を必要とするものなどについて活用しており、新年度の活用額は、学校施設整備等で32億円、期間の設定は10年としております。

今後の公社につきましては、17年度に策定した経営改善計画及び昨年6月に交付され20年に施行される公益法人制度改革関連法への対応の中で、公共施設の先行整備の手法、運営補助のあり方などについても一体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、**参加と協働におけるボランティアのあり方について**お答えします。

まず、ボランティアズカフェと市民活動センターとの役割の違いについてですが、市民活動センターは、主にボランティア団体やNPO法人など、市民公益活動団体に対する支援を目的として、情報提供、相談事業、会議室の提供等を行っております。

一方、ボランティアズカフェは、多くの市民にボランティアに興味を持っていただき、ボランティア活動への参加を促進することを目的として、総合的なボランティア情報を提供していく施設であります。

次に、**ボランティア関係機関の連携の状況と今後の取り組みについて**ですが、現在、各ボランティア関係機関では、情報誌、チラシ等を相互に配架しあうなどの協力や随時の情報交換を行っている状況であります。今後は、ボランティアズカフェにおいて総合的なボランティア情報を提供していくこととなりますので、これまで以上に相互の連携を密にしております。

次に、**市民参加と協働を専門的に担う推進体制について**ですが、今後の施策展開等を勘案しながら、その必要性について検討してまいります。

次に、**医療制度改革に伴う健診等について**お答えします。

まず、基本健康診査や各種健診等の20年度以降の変更についてですが、健康診査については、40歳から74歳を対象として、健康保険組合、政府管掌保険、国民健康保険などの医療保険者により、生活習慣病の予防を推進するための健診として行うこととなりますが、新たにメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した健診として検査項目の見直しが行われ、腹囲やLDLコレステロール、悪玉コレステロールを検査項目に加えることとしています。

歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、がん検診については、健康増進法に基づき市の事業として引き続き実施することとされています。

次に、**介護予防の特定高齢者を把握する方法**ですが、国では、医療保険者が実施する特定健康診査等と共同で実施することが望ましいとの観点から、現在、その実施方法について厚生労働省内で検討しているとのことでありますので、今後、国の動向を注視し的確に対応してまいります。

次に、**75歳以上の後期高齢者と健康保険の被扶養者の特定健康診査などについて**ですが、後期高齢者については、高齢者医療確保法で、健康教育、健康相談、健康診査など被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うこととされておりますが、そのあり方について現在、広域連合で検討して

います。また、健康保険の被扶養者の特定健診などですが、他の医療保険者に委託することができる
とされており、その具体的方法について国で検討しています。

次に、**特定健診及び特定保健指導の実施に向けた取り組みについて**ですが、平成 19 年度は、健診及
び保健指導の目標実施率や実施項目、実施結果の評価などを内容とする実施計画を策定することとし
ております。その策定に当たっては、健康部、高齢障害部の各課及び保健所から成る会議を設置し協
議、調整を図るほか、関係機関と協議を行いながら、今後示される国の基本方針を踏まえて策定する
こととしています。なお、実施結果に関するデータ管理が義務づけられていることや業務を効率的に
進めるためシステム改修を行います。

次に、**児童虐待について**お答えします。

まず、各区の家庭児童相談室の充実と支援体制についてですが、現在、各区の家庭相談員は、児童
相談所と定期的に連携をとりながら、児童虐待等の相談に対応し、平成 17 年度は 6 区で延べ 1 万 328
件の相談を受けているところです。また、現在、整備を進めている保健福祉センターには専用の相談
室を設けるなど、家庭児童相談体制の充実を図ってまいります。

次に、**虐待相談件数と児童虐待対応チームの取組状況について**ですが、平成 18 年度の 1 月末日現在
の状況は、虐待相談件数は 235 件で、前年同期より 25 件増となっており、また児童虐待対応チーム
の開催件数は 16 件で、前年同期より 7 件の増となっております。

次に、**児童相談所の職員体制の充実について**ですが、平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律が
制定されて以降、虐待や非行などについて調査や支援を行う児童福祉司は、平成 13 年度から 18 年度
までに 5 人増員し、15 人としております。また、虐待を受けた子供の心理的な支援を行う心理判定員
については、平成 14 年度に 1 人、18 年度に 2 人増員し、現在は 7 人となっております。その他の専
門職につきましては、保健師、言語聴覚士、理学療法士がそれぞれ 1 人、保育士 6 人、児童指導員 2
人を配置するなど、児童虐待に対する相談支援体制の整備を図っております。

最後に、**児童養護施設への被虐待児の措置状況**ですが、平成 17 年度は 9 人で、平成 18 年度は 2 月
1 日現在で 6 人となっております。また、ほうゆう・キッズホームですが、暫定定員解除の時期につ
いては、措置児童数の推移や職員体制など総合的に勘案し検討してまいります。職員については、現
在 35 人を配置しており、そのうち児童の生活指導等に直接かかわる保育士等の直接処遇職員は 28 人
であり、そのうち他施設経験者は 6 名となっております。なお、副施設長は県児童相談所長の経験者
です。

林助役

市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、**清掃工場の長期責任型運営維持管理について**ですが、まず、北清掃工場の隣接する施設へ
のエネルギー供給の扱いにつきましては、施設供用時より無償供給としており、長期責任委託後も同
様の取り扱いとなります。また、余剰電力の売電については引き続き本市の業務としております。

次に、**大規模修繕が必要な場合、どのようになるのかについて**ですが、大規模な修繕が必要とな
った場合は、特別の事情がない限り受託事業者がみずからの責任と費用負担で修繕を行うものとしてお
ります。

次に、**受託事業者が行う業務の範囲と市として行う業務の範囲について**ですが、本市は、事業の監
視、焼却灰の資源化委託、売電業務及び許可業者へのごみ処理手数料徴収業務等を行い、これ以外の
子と清水調整池の管理業務を含め、維持管理に係るすべての業務を受託事業者が行います。

次に、**再委託の基本的な考え方について**ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されて
いる業務以外の、例えば建物清掃、警備等の再委託は受託事業者の裁量としております。

次に、**新港清掃工場の安定的な維持管理のためにどのように対処するのかについて**ですが、本工場
は他工場とは異なり技術的な特異性があることから、施工企業以外の参加意向や課題など市場調査を
実施し、幅広い視点から検討してまいります。

続きまして、**都市計画マスタープランについて**の御質問にお答えします。

まず、**高層建築物が建つことを防止するには都市計画としてどのような方法があるのかについて**で
すが、建築物の高さの最高限度を定めることが可能な都市計画としては、第 1 種低層住居専用地域あ
るいは第 2 種低層住居専用地域に用途地域を指定する方法、高度地区、地区計画及び景観地区の指定
により絶対高さの制限を行う方法があります。

次に、**地域別構想の現状について**ですが、本市では、市民がまちづくりに積極的に参加し、主体的
に取り組むことがまちづくりを進める上では効果的であるという考え方にに基づき、地域別構想は市民
が主体となり作成することとしております。平成 18 年度は、まちづくりの気運が高まり、地元組織が

設立された磯辺地区をモデル地区に選定し、地域別構想の作成に取り組み、現在、その素案を取りまとめているところです。

次に、**地域別構想の作成を促進するための今後の展開について**ですが、磯辺地区につきましては、3月4日に地元組織である磯辺まちづくり研究会が素案説明会を開催すると伺っておりますので、この結果を踏まえ、地元と協働で地域別構想案の取りまとめを行ってまいります。その他の地区につきましても、まちづくりシンポジウムの開催や区民まつり等における啓発活動を実施するとともに、磯辺地区での取組過程をホームページで紹介するなど、市民主体による地域別構想の作成促進に努めてまいります。

次に、**強制力を持った都市計画のルールを地域別構想づくりの延長線の一つとして取り組んでいく考えについて**ですが、市は、市民主体のまちづくりを促進する観点から、地域別構想策定後におきましても、市民の総意によって具体的な取り組みが生まれますよう、必要な支援を積極的に行いながら協働によるまちづくりに努めてまいります。

最後に、**下水道の未利用施設と廃止施設の経費について**は下水道使用料の対象経費となっているのかについてお答えします。

未利用となっております下水道施設の経費につきましては、使用開始になるまで維持管理費用は発生いたしません。また、廃止された下水道施設の経費につきましては、草刈り委託、巡回点検委託など、施設の安全管理に必要な最小限度の維持管理費用が下水道使用料の対象経費となっております。

なお、廃止施設は、幹線管渠の延長や施設維持管理の効率化などにより役目を終えた施設であるため、段階的に帳簿価格の除却損を資本費として費用計上しておりますが、その財源は補助金として一般会計から繰り入れているため、下水道使用料の対象経費とはなっておりません。

教育長

初めに、**学校適正配置について**のお尋ねにお答えいたします。

まず、**平成18年度に仮設校舎で対応している学校数**は、小学校7校、中学校4校、養護学校2校、計13校であります。

次に、**今後、教室不足が生じると見込まれる学校への対応について**でございますが、教室不足の状況が短期間で見込まれる場合は、まず既存の特別教室等の改修を行い、さらに不足する場合は仮設校舎の設置等により対応することとしております。また、長期間教室不足が生じると見込まれる場合には、通学区域の調整や校舎増築等により対応することとしております。

次に、**バス通学の児童が在籍する小学校数とその対応、今後の方針について**でございますが、バス通学を行っている学校は、都小、白井小、更科小、菅田東小の4校であり、それぞれの学校では、各家庭の判断により、通学の安全等を考えバス通学を行っております。なお、バス通学児童に対しましては、学生割引の定期が利用できるよう配慮しております。今後とも、児童が安全に登下校できるよう、学校セーフティウォッチャーの見守りや交通安全指導等の一層の充実を図ってまいります。

次に、**卒業後、異なる中学校に分かれて進学する小学校数と現状に対する見解及び今後の対応について**でございますが、現在、2校の中学校に分かれて進学する小学校は16校ありますが、いずれも開校当初から、または新設中学校の開校に伴い、通学距離や通学の安全等に配慮し、中学校を指定しているものであります。今後とも通学の利便性や通学の安全を考慮するとともに、地域の子供は地域で守り育てることを念頭において適正な就学を推進してまいります。

次に、**給食費と私会計について**のお尋ねにお答えいたします。

まず、**小学校の給食費未納に対する見解とその理由について**ですが、国が初めて実施した調査において、本市の小学校では未納の割合が0.2%であり、全国平均の0.5%を下回っております。このことは各学校で学級担任等が連携、協力して徴収に努めている結果であると考えております。なお、未納理由は、保護者の責任感、規範意識の問題が約62%、保護者の経済的な問題が約35%との回答を小学校より得ております。今後も、食材料費は学校給食法の規定により保護者負担であることを十分周知し、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、**学校徴収金取扱要領等の必要性について、どのような検討がなされたのか**とのことでございますが、平成15年度に教育委員会内に校長等を委員とする学校徴収金取扱要領等作成委員会を立ち上げ、徴収金の取り扱いについて検討いたしました。この委員会の協議において、学校ごとに行われている徴収金の取り扱いについて、本市としての基本的な方針を定める必要があるとの結論を得て、平成16年度に学校徴収金取扱要領を、平成17年度にマニュアルを作成したところであります。現在、各学校では、これらの要領、マニュアルによりまして、徴収金の取り扱いが適正に行われております。

次に、**給食費や金額の大きいものについて、公会計の扱いとすることについての見解**はとのことと

ございますが、会計方式に関する他市の状況等を調査し、適正な会計のあり方について、今後、研究してまいりたいと考えております。

次に、事故報告書についてのお尋ねでございますが、関連がありますので一括してお答えいたします。

本年度の学校現場における暴力等が原因の逮捕の件数でございますが、2月16日現在、生徒間暴力2件、対教師暴力4件の計6件であります。また、事故報告書は、事故の概要、事故の状況、事故発生後の処置について、校内で事実関係を十分調査した上で、所定の様式により校長が作成し、教育委員会に提出することとなっております。

なお、教諭が当事者の場合の事故報告の作成に当たりましては、平成10年11月の県教育委員会からの通知、体罰禁止の徹底についてに基づき対応することとしております。具体的には、当事者の意見を十分に確認するとともに、目撃者等関係者からの事情確認に基づき、公正かつ客観的な記述となるように努めること、当事者及び目撃者等関係者の間で、事実関係に対する意見が異なる場合には、それぞれの意見を記載すること、当事者等の事故への対応に対する要望、要請等があった場合は、それを記載すること。事故報告書の提出に当たっては、当事者等にその概要を示すなどして説明することなどであり、報告書の作成に当たっては、事実に基づき何よりも公平性の確保に努めているところであります。

次に、放課後子ども教室についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、平成19年度の放課後子ども教室の経費が18年度と比較して減額になっていることについてでございますが、文部科学省委託事業として平成16年度より進めてまいりました地域子ども教室は今年度で終了し、19年度から新規事業として放課後子ども教室を実施することとしております。運営経費面では、コーディネーター謝金等が減額となりますが、地域の方々のボランティアを中心に新たに学習アドバイザーの配置や保健福祉局との連携を図りながら事業の推進に努めてまいります。

次に、学校の役割についてでございますが、地域子ども教室推進事業は、児童の放課後の安全安心な居場所を設ける総合的な放課後対策の一環として、学校教育に支障のない範囲で小学校の空き教室や特別教室、体育館、校庭等を活用して実施しております。各小学校においては、活動場所の提供、地域において協力を得られる方々の確保、保護者等との連携を図っております。

次に、小学校以外の場所での取り組みについてでございますが、民間団体が文部科学省より直接委託を受け、市内数カ所で実施していると聞いております。

最後に、生涯学習の推進についてのお尋ねでございますが、関係がありますので一括してお答えいたします。

まず、社会教育関係団体とは、社会教育法においては法人であるかないかにかかわらず、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものとされており、平成18年4月現在において、約3,050団体を把握しております。主な団体といたしましては、千葉市PTA連絡協議会、千葉市子ども会育成連絡会、千葉市体育協会、千葉市社会体育振興会連絡協議会、千葉市文化連盟などがございます。

次に、代表的な事業についてでございますが、千葉市PTA連絡協議会の研究大会や千葉市子ども会育成連絡会の子ども交歓大会などがございます。市の支援内容についてでございますが、運営等に関する指導及び助言、活動経費や活動の場の提供、さらには指導者養成や後援などを行い、社会教育関係団体としての育成を図っております。

次に、新たな団体への支援についてでございますが、従来の団体と同様に公共性が高く、広域的な団体については、今後、事業内容を考慮し支援方法等について検討してまいります。

福谷

御答弁ありがとうございました。

まず、初めに、先ほど市長が20回参加されました防災会議ですか、その報告によると、千葉市の地域防災計画の数字は乖離しているということでしたが、それに関しては大変重要な問題でありますので、どのように違うのか、そしてまたその根拠について精査していただいて、今後、市民にお示しいただきたいと思っております。

それでは2回目の質問ですが、まず、今のところ予算編成過程を公開する考えはないとのことですが、事業担当所管からの予算要求の内容、それから財政課による査定結果とゼロ査定や減額の理由、また、市長査定における復活やゼロ査定をその都度、公開することに一体どのような問題があるとお考えなのか、伺います。

次に、都市計画についてですが、低層の住宅地に高層マンションが建つことに関しては、絶対高さ

	<p>の制限を行う方法はあるが、あくまでも住民の発意と主体性に基づくものであるということですが、今までに高層マンション建設に関するトラブルが発生し、住民の意に反して建設が進められてしまった地区は、みずからのまちづくりを考える機運が高まっているものと思われます。そのような地区の住民に対して、まちづくりへの支援の制度を持っている千葉市としてどのようなフォローアップをしているのか、今までに紛争を契機に市がかかわってルールづくりが行われた事例があればお聞かせください。</p> <p>もう1点は、放課後子ども教室についてです。</p> <p>国のプランでは、地域子ども教室から放課後子ども教室に事業が変わったことにより、学習アドバイザーの配置や保健福祉局との連携など新たな取り組みが加わっています。しかも、予算は大幅な減額です。これでは10月以降、それぞれの地域が苦勞しながら、ようやく主体的に放課後の子供の居場所をつくっていきこうと高まり始めた機運に水を差しかねません。特に子供にかかわるような現場では、安定した継続的な施策展開がなじむものだと考えます。このような文部科学省の猫の目のような方針転換について、千葉市としてはどのようにお考えなのでしょう。</p> <p>以上、3点お願いいたします。</p>
鶴岡市長	<p>2回目の御質問にお答えします。</p> <p>先ほども答弁しましたように、予算編成過程の公開についてはその必要性がないと、私は考えておりまして、特に何か問題があるから公開をしないということではありません。</p>
林助役	<p>都市計画マスタープランについて、2回目の御質問にお答えします。</p> <p>初めに、まちづくりを考える機運が高まっている地区の住民に千葉市としてどのようなフォローアップをしているのかについてですが、過去にもこうした地区からの相談を受け、やってみようよまちづくり支援制度によって、必要な支援を行っているところでございます。</p> <p>次に、紛争を契機に市がかかわってルールづくりが行われた事例についてですが、現在、春日2丁目の2地区で建築協定の締結、また、汐見丘の1地区で地区計画を決定しております。これらの地区におきましては、それぞれ周辺に複数のマンション紛争が発生し、市の出前講座、アドバイザー派遣制度などを活用して、建設反対の運動から住民発意のルールづくりへと発展したものです。</p>
教育長	<p>放課後子ども教室についての2回目の御質問にお答えいたします。</p> <p>国の施策についての対応でございますが、本市では、国の教育施策の導入、実施に当たりましては、費用対効果を初め総合的に検討いたしております。放課後子ども教室につきましては、子供の安全で健やかな活動場所を確保する総合的な放課後対策事業として重要な施策と思われることから、積極的に取り組んでいくこととしております。</p>
福谷	<p>今、2回目の質問は、なぜ意思形成過程の情報を公開できないのか、協働の事例はあるのか、それから千葉市は国に対して子供たちのために毅然と意見が言えるかという疑問からお尋ねいたしました。</p> <p>市長とは、今、全くの見解の相違なので、残念ながら議論にはなりません。例えば、鳥取県では2003年9月の補正予算から予算編成過程についてすべての事業の要求書、それから財政課長、総務部長、知事のそれぞれの査定状況が、その都度、インターネットで公開されています。</p> <p>事業不採択や大幅減額の場合には、その理由までも公表され、事業採択の理由と事業間の優先順位づけが県民の目の前に明白になります。この鳥取県では、2004年度当初予算編成公開のページには、1万8,000件以上のアクセスがあったにもかかわらず、実際に寄せられた声は数十件とのことですが、これは、まさに県民がかたずをのんで予算編成過程を見守っているということではないでしょうか。つまり、説明責任がしっかり果たされれば、理解を得ることができるということを証明しています。</p> <p>都市計画についてですが、今、マンション紛争が反対運動だけで終わってしまったら、住民には市に対しても不信感が残るでしょう。住民の反対運動からルールづくりへと発展すれば、町への愛着も増すものと思われます。そのためにも、市民に対して十分な情報提供と市からの積極的な働きかけが必要で、こういったところに少しずつ協働が行われているということです。</p> <p>また、放課後子ども教室については、実は昨日も市民の方から、今までも試行錯誤でやってきて、さて、来年度からはどうするかと考えている矢先の話で、文部科学省のホームページを見てみたら、児童クラブとの連携なども書かれていると。それで、指導や管理をするのは実際はボランティアのようで、お上の理想論が理解できないという御意見をいただきました。</p> <p>繰り返しますが、子供たちにとっては安定した継続的な施策展開が必要です。それでも、この事業が重要な施策と思われるのであれば、それなりの予算配分もあるはずで、18年度は、文部科学省の委託で5,000万円近くの前規模でありながら4年生以上しか取り組まなかった学校も多</p>

くあります。それに対して19年度は半額以下になりながら、子どもルームとの連携のみならず、学習支援もメニューに加わっています。ということで、ボランティアに昨年以上に頼らざるを得ず、ボランティアが主体的にかかわるか否かは、予算配分を含めての理解がないとなかなか難しいのではないかと私は考えます。

ですから、ぜひ、千葉市の予算がどのようにしてできたのか、そしてまた、予算措置がされなかった場合は、それがいかなる理由なのかということをも市民の人にきちんと知っていただき、その上で参加と協働をしていただくということが、今後、市民参加条例を策定していこうとしている千葉市に非常に重要ではないかと考えるわけです。この点については、改めてまた、市長にはお考え直しをいただきたいというふうをお願いしたいと思います。

私たち市民ネットワークは、情報公開と市民参加を重要な理念ととらえていますが、その視点をもって、これから始まります予算審査に臨み、今いろいろ出ました問題について、さらに精査してまいります。

御清聴ありがとうございました。